

令和4年度守口市青少年関係団体補助金募集要項

1. 守口市青少年関係団体補助金とは？

守口市青少年関係団体補助金とは、本市において青少年（18歳未満の者をいう。）の健全な育成を目的とした社会教育活動を行う団体が実施する事業について、本市予算の範囲内でその経費の一部を補助し、市内の青少年の健全な育成に寄与する活動の促進を図る制度です。

2. 補助対象事業とは？

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に団体が実施する下記の事業です。補助の対象となる事業かどうか判断がつかない場合はコミュニティ推進課までお問い合わせください。

- 青少年の教育に関する事業
- 青少年の芸術又は文化活動に関する事業
- 青少年のスポーツに関する事業
- その他教育委員会が適当と認める事業

3. 申請を行うことができる団体（抜粋）

- 団体の構成員の8割以上が市内に在住、在学又は在職していること
- 営利目的、政治目的又は宗教活動を伴うものでないこと
- 国、本市を含む地方公共団体等から、補助金の交付を受けていないこと

他にも諸要件がありますので事務局までお問い合わせください

4. 補助金交付額等について

守口市青少年関係団体補助金の交付額及び補助限度額については下記のとおりです。

- 補助金交付額は、補助対象事業費から入場料や協賛金等の収入を差し引いた金額に2分の1を乗じた額
- 補助限度額は、1団体につき3万円以内（申請団体数に応じて減額することがあります。）

5. 補助金の交付回数について

守口市青少年関係団体補助金の申請は、1団体につき年1回です。

6.申請手続きについて

守口市青少年関係団体補助金の申請にあたっては、下記の申請書類を提出期限までに提出してください。

申請書類（申請書類の書き方については、各記入例をご参照ください。）

1. 青少年関係団体補助金交付申請書
2. 団体規約又はそれに代わる書類
3. 役員・会員名簿（住所の記載があるもの）
4. 事業計画書
5. 収支予算書

提出期限

令和 4年 9月 30日(金曜日) まで

提出・問い合わせ先・事務局

守口市市民生活部コミュニティ推進課

郵便番号 570-8666

守口市京阪本通 2-5-5（市役所 5 階南側エリア）

電話 06-6992-1520、FAX06-6998-0345

7.審査等について

申請された事業については、本市において審査を行い、補助金交付の可否及び交付額を決定いたします。交付（または不交付）決定通知については、10月以降に送付する予定です。

なお、審査にあたっては、事業内容等についてお聞きする場を設けた上で決定することがあります。

8.補助金の交付時期について

補助金の交付については、事業完了後に収支決算書と領収書等の写しを添えて、事業実績報告書を提出いただき、補助金交付額の確定通知ののち、請求及び交付の流れとなります。

9.申請書類の書き方について

申請書類の記入方法等については記載例を参照してください。なお、不明な点がありましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。